

宇陀市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

宇陀市長 竹内幹郎

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三本松長瀬地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年3月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 1経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
なし
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：新規就農の促進、担い手に集積・集約化
コメント：新規就農者を中心に農地を集約化していき、今後懸念される高齢化及び担い手不足による耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。